

働き方改革と申告利便の向上

東京財団政策研究所 研究主幹
中央大学 法科大学院 特任教授 **森信 茂樹**

4月1日から、「働き方改革関連法」の一部が実施される。わが国の“しゅくあ”ともいべき長時間労働の是正や、正規・非正規労働者の格差の縮小・改善などを目指し、一連の労働法制を見直す大きな改革である。一方で、高度プロフェッショナル（年収1,075万円以上）の労働時間にとらわれない働き方も可能になるなど、規制緩和的な要素も入っている。

働き方の改革に伴い、副業・兼業の拡大、ネットを經由したクラウドワーカーの増大、伝統的自営業者から雇用的自営業者へのシフトなどが予想されるが、このような動きはわが国の税制にも大きな影響を与える。そこで、働き方改革を支えるような税のインフラ整備を考えていくことが必要となるが、この分野での検討は、いまだペースが遅い。今回は、働き方改革に伴う税制の課題を取り上げてみたい。

第一の課題は、副業・兼業、クラウドワーカーが増えると、事業所得の自営業者と給与所得の雇用者（被用者）の区分が不明確になることだ。わが国税制では、給与所得には、源泉徴収、年末調整、給与所得控除の3点セットが適用されるが、事業所得はそれがなく、

自ら申告をする義務を負う。その場合、給与所得控除はサラリーマンの経費の概算部分に加えて、クロヨン（捕捉率の相違）に配慮するという要素が入っており、実額の経費より手厚い（高い）水準になっているので、双方の負担に公平性の問題が生じる。

これを解消するため、平成30年度税制改革で、給与所得控除を10万円縮小して、その分を基礎控除に付け替えるという税制改革が行われた（平成32年分から適用される）。この結果個人事業者には、基礎控除の拡大という恩恵（減税）が与えられることとなった。与党税制改正大綱には、この改革（給与所得控除を削減し、その分を基礎控除に付け替えること）を今後も継続する旨の記述があるので、継続的に行われていくものと予想されるが、それだけでは十分とは言えない。

そこで、クラウドワーカーなど労務の提供を主とし、一定水準以下の所得の個人事業主に対しては、給与所得控除と同水準の経費の概算控除を与えることを検討してはどうか。その場合、給与所得控除のさらなる見直し（縮小）とセットで行うことが重要だ。

2番目の問題は、副業・兼業で所得を得ると、申告の手間が生じるが、それを簡素にす

る必要がある。具体的には、ITを活用した所得の正確な把握（プラットフォームなどからの情報入手）をもとに、簡素な申告制度を構築することである。筆者は、マイナンバーの課税情報とイータックスとを連動させる「日本型記入済み申告制度」を提言してきた（第90話「マイナンバー制度の税務への活用を」参照）が、ITの発達の下で、政府部内でもこの方向に向けた検討が進んでいるようだ。もっとスピード感をもって導入に向けた検討をしていくことが必要ではないか。

最後に、クラウドワーカーたちのセーフティネットの整備という大きな課題がある。

わが国の社会保障制度も雇用形態別に縦割

りに構築されており、正規・非正規、被用者か自営業者かなどで大きく異なる制度の適用となっている。働き方改革で被用者なのか事業者なのか区別がはっきりしなくなってくる中で、制度の根っこからの見直しを行い、双方に不公平感が出ないようなものにしていく必要がある。

働き方改革は、長時間残業や人手不足の解消だけでなく、余裕時間を活用した子育て・ワークライフバランスの改善、自己学習機会の向上などあらゆる分野に好影響を及ぼし、わが国経済社会のクリエイティビティー（創造力）の向上につながっていく。税制も社会保障制度も、それを支えていくことが必要だ。